

継続的評価分析支援事業（介護予防関連事業の効果を検証するための情報収集）の実施状況について

1 実施目的

市町村が実施する介護予防関連事業（介護保険法に基づく予防給付及び地域支援事業（介護予防事業）並びに老人保健法に基づく基本健康診査において実施する生活機能評価をいう。）に係る詳細な情報を収集し、厚生労働省においてその効果等を検証するための基礎資料を得るとともに、市町村における介護予防プログラムの評価を支援し、もって、今後、全国における効果的・効率的な事業実施に資することを目的とする。

2 実施内容

介護予防関連事業の効果を定量的に分析・評価するため、介護予防関連事業に関する詳細なデータを、実施市町村を通じて収集する。このため、実施市町村は、介護予防関連事業の対象者ごとに、サービスの利用状況、心身機能等に関する詳細な情報を経時的に記録する。

3 実施市町村

平成19年1月より事業を開始し、現在、全国83市町村において実施している。（別紙）

4 経緯と今後のスケジュール

平成18年	4月	介護予防事業、新予防給付の創設
平成18年	12月	第1回介護予防継続的評価分析等検討会
平成19年	1月	市町村において調査を開始
平成19年	2月	第2回介護予防継続的評価分析等検討会
平成20年	3月	第3回介護予防継続的評価分析等検討会
平成20年秋頃		平成20年夏までのデータを集積・分析し、中間とりまとめを行う
平成21年	1月末	調査終了
平成21年	3月末	最終とりまとめ

継続的評価分析支援事業実施市町村

	都道府県名	市町村名
1	北海道	北広島市 本別町
2	青森	鶴田町
3	岩手	矢巾町
4	宮城	仙台市 涌谷町
5	秋田	横手市
6	山形	酒田市
7	福島	西会津町 浪江町 北塩原村 西郷村
8	茨城	水戸市 土浦市 高萩市
9	栃木	大田原市
10	群馬	草津町
11	埼玉	和光市 小鹿野町
12	千葉	本埜村
13	東京	八王子市 稲城市
14	神奈川	秦野市 茅ヶ崎市 鎌倉市
15	新潟	胎内市
16	富山	富山市 砺波市 高岡市
17	石川	珠洲市
18	福井	越前市 池田町
19	山梨	北杜市
20	長野	東御市 上田市
21	岐阜	大垣市
22	静岡	御殿場市 静岡市
23	愛知	豊橋市 高浜市 名古屋市
24	三重	玉城町
25	滋賀	安土町 余呉町

	都道府県名	市町村名
26	京都	京都市 亀岡市
27	大阪	田尻町
28	兵庫	神戸市 篠山市
29	奈良	王寺町
30	和歌山	那智勝浦町 橋本市
31	鳥取	米子市
32	島根	隠岐の島町 東出雲町 邑南町 知夫村
33	岡山	真庭市 新庄村
34	広島	尾道市 廿日市市
35	山口	岩国市 周南市 田布施町
36	徳島	小松島市
37	香川	宇多津町
38	愛媛	松山市 久万高原町
39	高知	中芸広域連合
40	福岡	北九州市
41	佐賀	多久市
42	長崎	長崎市
43	熊本	山鹿市 美里町 長洲町 氷川町
44	大分	大分市 竹田市
45	宮崎	高原町 日之影町
46	鹿児島	曾於市 南種子町 中種子町
47	沖縄	
	計	83

介護予防サービスの効果分析について(暫定仮集計) (案)

1. これまでの経緯.....	2
2. 新たな介護予防施策導入による効果分析の基本的な考え方について	3
3. 特定高齢者施策導入の効果分析について	4
3. 1. 効果分析に用いる対象者.....	4
(1) 特定高齢者施策導入前(コントロール群)	4
(2) 特定高齢者施策導入後の対象群.....	5
3. 2. 分析	6
(1) 特定高齢者施策導入前(コントロール群)	6
(2) 特定高齢者施策導入後	7
(3) 特定高齢者施策導入前後の比較.....	7
3. 3. 結果	8
4. 新予防給付導入の効果分析について	9
4. 1. 効果分析に用いる対象者.....	9
(1) 新予防給付導入前(コントロール群).....	9
(2) 新予防給付導入後	9
4. 2. 分析	10
4. 3. 結果	10
5. 仮集計に関する結論.....	11
6. 今後の検討の方向性について	12
6. 1. 新たな介護予防施策導入の効果分析について.....	12
6. 2. 新たな介護予防施策導入の費用対効果分析について	12

1. これまでの経緯

介護保険制度の創設以降、要支援・要介護認定を受ける者、特に軽度者（要支援・要介護1）が大幅に増加している。軽度者が要支援・要介護状態となる原因としては、転倒・骨折、関節疾患等により徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群」が多いのが特徴であり、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が期待される。

こうした背景を踏まえ、平成18年4月に、できる限り要支援・要介護状態になることを予防できるよう、「介護予防」を重視した制度改正が行われた。その中では、要支援者が要介護状態にならないように、それまでの予防給付の見直し（新予防給付の導入）が行われるとともに、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するため、要支援・要介護になるおそれの高い方（特定高齢者）等を対象にした地域支援事業が導入された。

これら新たな介護予防施策の導入に当たっては、「介護保険法等の一部を改正する法律」の附則において、「費用対効果等の検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」とされたことから、同事業の効果等を検証するために「介護予防継続的評価分析等検討会」が平成18年12月に設置され、これまで2回の検討を行ってきたところである。

新たな介護予防施策の効果等の評価については、平成21年3月末に、継続的評価分析支援事業（平成21年1月まで）の結果等を用いて行う予定であるが、今回、事業開始からこれまでに蓄積されたデータをもとに、その効果について仮集計を行った。

医学的介入研究においては、無作為抽出試験を行って前向きに対象・対照集団を一定期間追跡することが多いが、今回は、介護予防制度導入後に入手可能な導入前の状態に関する過去のデータを対照（ヒストリカルコントロール）として比較することとなった。

そのため、今回の仮集計は、本文中にも記載したとおり、いくつかの仮定に基づいて行った暫定的なものであり、事業実施後の最終集計に向け、今後様々な視点からの考え方や意見を踏まえ、適宜検討を行う必要がある。

（参考）「介護保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項（検討）」において、介護予防の費用に対する効果の検討を求められている。

介護保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項

「政府は、法律の施行後3年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

2. 新たな介護予防施策導入による効果分析の基本的な考え方について

新たな介護予防施策の効果を評価するためには、対象者に対して一定期間の働きかけを行った場合と行わなかった場合について、それぞれの効果を測定する必要がある。具体的には、介護予防施策導入の前後における、一定期間(例えば1年間)の状態の変化を追跡して比較することが必要である。

ただし、今回の場合は、全く同一の対象群における施策導入前後のデータは存在しないため、施策導入後については、現在市町村が行っている継続的評価分析支援事業の対象者を調査対象と設定し、施策導入前については、同事業の対象者に類似した対照群の設定を行い、両群の1年間の要介護度の変化を比較することにより、施策導入による効果の分析を行った(詳細は3. 及び4. を参照)。

3. 特定高齢者施策導入の効果分析について

3. 1. 効果分析に用いる対象者

要介護・要支援でない高齢者に対する介護予防事業として、平成 18 年4月から、地域支援事業(従来の介護予防・地域支え合い事業や老人保健事業の一部を再編)が実施されている。

特に、要支援・要介護の状態となる可能性の高い高齢者(特定高齢者)に対しては、新たな介護予防施策(特定高齢者施策)が創設されており、本分析においては、特定高齢者施策の導入前と導入後について、それぞれ以下の(1)(2)の者を対象に施策導入前後の状態の変化(要介護度の変化)を比較する。

(1) 特定高齢者施策導入前(コントロール群)

平成 18 年 4 月の特定高齢者施策導入前には特定高齢者は存在しておらず、コントロール(対照)群として特定高齢者群を設定することはできないが、施策導入後の特定高齢者との比較を行うためには、できる限り特定高齢者に類似しており、かつ一定期間の状態の変化を把握することが可能なコントロール(対照)群を設定することが必要である。

厚生労働省では、特定高齢者の把握手法に関する基本的調査を目的として、平成 17 年度から「総合的介護予防システムのあり方に関する研究班」(厚生労働省老人保健健康増進等事業)の一部として「基本チェックリストに関するパイロット調査」(以下パイロット調査)を実施している。パイロット調査における評価結果は、現在用いられているチェックリスト(25 項目)に準拠して分析可能であるため、特定高齢者候補者の選定基準を満たす者を平成 17 年度に遡って抽出することができる。

そこで、本分析におけるコントロール(対照)群としては、パイロット調査の対象者のうち、以下の①及び②の両方を満たす者とする。

- ① 平成 17 年度調査対象者(平成 17 年8月1日調査)のうち、現在の特定高齢者の候補者の選定基準を満たす者(以下、「特定高齢者候補該当者」)
- ② 平成 18 年度調査(平成 18 年8月1日調査)において要介護度等の状況が把握されている者

(※)対象者の居住する市町において、地域支援事業が開始されたのは、最も早いところで平成 18 年7月であった。

(2) 特定高齢者施策導入後の対象群

一定期間の状態の変化を把握することが必要であることから、平成 19 年1月から開始された継続的評価分析支援事業において調査対象となった者のうち、①及び②の両方を満たす者とする。

① 継続的評価分析支援事業登録時に特定高齢者である者

② 継続的評価分析支援事業登録後、1回以上の追跡調査が行われた者

※ 今回の仮集計においては、平成 19 年 11 月 30 日までに入力されたデータを用いて解析を行った。

3. 2. 分析

(1) 特定高齢者施策導入前(コントロール群)

① コントロール(対照)群の調整について

特定高齢者施策導入前後の効果を比較するに当たっては、比較の対象となる2つの群が、その群に対する介入(提供されるサービス)以外の要因については可能な限り類似した集団であることが、分析結果の信頼性を高めるために必要である。

そこで、異なる市町村間の比較である本分析においては、コントロール(対照)群の性・年齢及び身体機能(チェックリストの結果による)の分布が、比較対象である特定高齢者施策導入後の調査対象群と可能な限り同一となるように調整を行った(表1(A))。

② 人・月単位での集計について

以下(2)で述べるとおり、特定高齢者施策導入後の調査対象群については、継続的評価分析支援事業への調査登録時期や調査終了時期が異なるため、各々の追跡期間が異なる。したがって、調査対象群の状態の変化を把握するためには、(人・月)単位での集計を行う必要がある。

そのため、コントロール(対照)群についても、比較のためには、(人・月)単位での集計を行う必要がある(表1(B))。

表1 平成17年調査時に特定高齢者候補該当者であった者の平成18年度調査の結果

		平成18年調査の結果(人)		(A)性、年齢、チェックリスト調整後(人)		(B)(人・月)		
維持・改善群	自立/非該当	1,599	95.3%	1,561	92.9%	19,442	96.5%	96.5%
	特定高齢者							
悪化群	要支援	14	0.8%	17	0.9%	96	0.5%	3.5%
	要介護1	29	1.8%	45	2.7%	273	1.4%	
	要介護2	12	0.7%	17	1.0%	100	0.5%	
	要介護3	12	0.7%	17	1.0%	99	0.5%	
	要介護4	6	0.4%	12	0.7%	73	0.4%	
	要介護5	7	0.4%	11	0.6%	65	0.3%	
計		1,679	100.0%	1,679	100%	20,148	100%	100.0%

(2) 特定高齢者施策導入後

3. 1(2)で示した対象者については、継続的評価分析支援事業への調査登録時期や調査終了時期が異なるため、結果として追跡期間が異なる。

そのため、特定高齢者施策導入後の調査対象者における、状態の変化を把握するためには、(人・月)単位として集計することが必要である。

継続的評価分析支援事業により得られた結果は表2のとおり。

表2:対象者の状態の変化(平成19年1月~11月)

		状態の変化(人・月)		
維持・改善群	自立/非該当	9,266	98.1%	98.1%
	特定高齢者			
悪化群	要支援1	106	1.1%	1.9%
	要支援2	14	0.1%	
	要介護1	32	0.3%	
	要介護2	26	0.3%	
	要介護3	5	0.1%	
	要介護4	0	0.0%	
	要介護5	0	0.0%	
計		9,449	100%	100.0%

(3) 特定高齢者施策導入前後の比較

特定高齢者施策導入前後の状態変化の比較を容易に行うため、両群ともに1,000人を1年間追跡した場合(12,000人・月)の比較を行った(表3)。

表3 1,000人の特定高齢者(施策導入前は特定高齢者候補該当者)を1年間追跡した結果(状態の変化)

特定高齢者施策の導入前/導入後		導入前		導入後	
維持・改善群	自立/非該当	11,580	11,580 (96.5%)	11,768	11,768 (98.1%)
	特定高齢者				
悪化群	要支援(1)	57	420 (3.5%)	135	232 (1.9%)
	要支援2			18	
	要介護1	162		41	
	要介護2	60		33	
	要介護3	59		6	
	要介護4	44		0	
	要介護5	38		0	
計		12,000	12,000 (100%)	12,000	12,000 (100%)

(人・月)

3. 3. 結果

1,000 人の特定高齢者(施策導入前は特定高齢者候補該当者)を1年間追跡した場合、悪化群の占める割合は、12,000(人・月)中、導入前の 3.5%から導入後の 1.9%(その差は 1.6%)に減少することが確認された(表3)。

4. 新予防給付導入の効果分析について

4. 1. 効果分析に用いる対象者

平成 18 年 4 月の新予防給付導入前に「要支援者」であった者に対しては、(旧)予防給付が行われていた。また、新予防給付導入前に「要支援者」であった者と同等の状態にある者については、平成 18 年 4 月以降、要支援 1 とされ新予防給付を受けている。

そこで、新予防給付導入の効果分析に用いる調査群としては、コントロール(対照)群として新予防給付導入前に「要支援者」であった者、新予防給付導入後の調査対象群として「要支援 1」の者とすることが適当である。

また、比較する集団を可能な限り類似したものとするため、いずれの群についても継続的評価分析支援事業の調査対象地域から抽出する。

具体的には、以下(1)(2)の群を用いて、サービスを利用した者の「要介護度の変化」を比較する。

(1)新予防給付導入前(コントロール群)

継続的評価分析支援事業の調査対象となった市町村の住民であり、かつ平成 16 年 1 月から平成 16 年 12 月までの間に要支援者として予防給付を受けていた者(介護給付費請求書を用いてデータを抽出する)。

(2)新予防給付導入後

平成 19 年 1 月から開始された継続的評価分析支援事業において、調査対象となった者のうち、①及び②の両方を満たす者。

① 継続的評価分析支援事業登録時に要支援 1 の者

② 継続的評価分析支援事業登録後、1 回以上の追跡調査が行われた者

※今回の仮集計においては、平成 19 年 11 月 30 日までに入力されたデータを用いて解析を行った。

4. 2. 分析

4. 1(1)及び(2)で示した対象者については、状態の変化を、3. 2(3)と同様に、1,000 人を1年間追跡し、両群とも 12,000(人・月)として計算した(表4)。

表4 1,000 人の要支援1の者(新予防給付導入前は要支援者)を1年間追跡した結果(状態の変化)

新予防給付の導入前／導入後		導入前		導入後	
維持・改善群	一般高齢者	10,179	10,179 (84.8%)	11,123	11,123 (92.7%)
	特定高齢者				
	要支援(1)				
悪化群	要支援2	—	1,821 (15.2%)	569	877 (7.3%)
	要介護1	1,573		221	
	要介護2	156		62	
	要介護3	61		12	
	要介護4	20		6	
	要介護5	11		6	
合計		12,000	12,000	12,000	12,000

4. 3. 結果

1,000 人の要支援1の者(新予防給付導入前は要支援者)を1年間追跡した場合、悪化群の占める割合は、12,000(人・月)中、導入前の15.2%から導入後7.3%(その差は7.9%)に減少することが確認された(表4)。

5. 仮集計に関する結論

- ・平成19年11月末までに得られたデータを仮集計し、1,000人の対象者を1年間追跡した場合として(人・月)単位で算出すると、
 - ・ 特定高齢者(施策導入前は特定高齢者候補該当者)については、悪化群の占める割合が、導入前の3.5%から導入後1.9%(その差は1.6%)に減少する
 - ・ 要支援1の者(新予防給付導入前は要支援者)については、悪化群の占める割合が、導入前の15.2%から導入後7.3%(その差は7.9%)に減少することから、新たな介護予防施策を導入したことによって、当該施策導入前に比べ、維持・改善する(人・月)の割合は増加し、悪化する(人・月)の割合は減少することが明らかになった。
- ・ ただし、こうした(人・月)法に基づく割合の変化を、ただちに介護予防効果の大きさとみなすことについては、様々な議論がある。

6. 今後の検討の方向性について

6. 1. 新たな介護予防施策導入の効果分析について

- ・ 今回の仮集計により得られた、(人・月)単位で計算した場合の、当該施策導入前後で比較した割合の変化について、定量的にその効果を評価するための分析方法としては、
 - ① 実際にある集団において悪化した人数のデータを用いて、悪化発生率(母集団の人数に対して、1年間で新たに悪化する累積人数の割合)を算出する方法や、
 - ② 状態の変化に関する調査結果(単位:人・月)から、毎月同じ人数が悪化すると仮定として悪化発生率を推計する方法が考えられ、今後、引き続き検討することが必要である。

6. 2. 新たな介護予防施策導入の費用対効果分析について

- ・ 施策の費用対効果分析とは、ある施策に投入される「費用」とそれにより得られる「効果」との関係を数値化して比較・分析し、その妥当性を検証するものである。
- ・ したがって、新たな介護予防施策導入の費用対効果を分析するに当たっては、介護予防施策導入前及び導入後の集団を一定期間(例えば1年間)追跡する期間中に、それぞれにかかった費用及び得られた効果を算出した上で、その比較を行うことが適当である。
- ・ 費用対効果分析を実施するに当たっては、今後、以下の事項等について検討する必要がある。
 - ・ 費用については、介護予防を目的として投入される費用と、調査対象者の追跡期間中に生じた介護給付費の変化を、どのように算入することが適当なのか。
 - ・ それぞれの費用算出に用いる単価については、どのデータを用いることが適当なのか。

介護予防サービスの利用回数の変化について(仮集計)

1. はじめに

継続的評価分析支援事業において収集しているデータでは、一部の介護予防サービス(通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護)について、サービスを受けた回数が聴取されていることから、当該サービスについて、平成18年の介護予防サービス導入前後におけるサービス利用回数の変化に関する仮集計を行った。

2. 使用する調査項目について

仮集計を行うに当たっては、以下の調査項目を使用した。

- (1) 現在の要介護認定等の状況(調査用紙(以下略)P3)
- (2) 現在の要介護認定等になる前の要介護認定等の状況(P3)
- (3) 介護予防サービス等の内容(P6)
- (4) 現在の要介護状態等になる前のサービス(P9)

なお、(2)及び(3)については、登録時に対象者からの聞き取りに基づいて記載されている。

3. 対象の選定について

平成19年1月1日から平成19年11月30日にかけて、継続的評価分析支援事業参加各市町村(83市町村)から送信された13,319人について、下記の(1)～(4)の条件に当てはまる者を除外し、最終的な解析対象者2,741人(要支援1:954人、要支援2:1,787人)を抽出した。なお、抽出された対象については、登録時の要介護状態になる前は、制度改正(平成18年4月)前の時点であったとみなすこととする。

- (1)40歳未満又は106歳以上(18人):入力ミスの可能性が高い
- (2)特定高齢者(1,463人):制度改正前には同様のサービスがない
- (3)「現在の要介護状態等になる前のサービス」において、「新予防給付」を「利用していた」と回答している者(4,576人):制度改正後・登録時より前に要介護度が変化している
- (4)「現在の要介護認定等になる前の要介護認定等の状況」について、「一般高齢者」、「特定高齢者」、「要支援1」、「要支援2」、「経過的要介護」と回答した者(4,359人):制度改正後・登録時より前に要介護度が変化している

4. 解析対象者の分類について

3. で抽出された対象者(要支援1:954人, 要支援2:1,787人; 計2,741人)を、以下のよう
に3グループに分類した。

(1)グループ1

以下の①又は②の条件を満たす者

- ①登録時の要介護度が要支援1である者で、要支援1になる前の要介護認定等の状況が、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4及び要介護5であった者
- ②登録時の要介護度が要支援2である者で、要支援2になる前の要介護認定等の状況が、要介護2、要介護3、要介護4及び要介護5であった者

	登録時の要介護度	直前の要介護認定等の状況	人数(人)
①	要支援1	要介護1	322
		要介護2	26
		要介護3	8
		要介護4	1
	合計	357	
②	要支援2	要介護2	154
		要介護3	35
		要介護4	7
		要介護5	1
	合計	197	
総計			554

(2)グループ2

以下の①又は②の条件を満たす者

- ①登録時の要介護度が要支援1である者で、要支援1になる前の要介護認定等の状況が、要支援であった者
- ②登録時の要介護度が要支援2である者で、要支援2になる前の要介護認定等の状況が、要介護1であった者

	登録時の要介護度	直前の要介護認定等の状況	人数(人)
①	要支援1	要支援	597
②	要支援2	要介護1	1,331
総計			1,928

(3)グループ3

以下の条件を満たす者

- ①登録時の要介護度が要支援2である者で、要支援2になる前の要介護認定等の状況が、要支援であった者

	登録時の要介護度	直前の要介護認定等の状況	人数(人)
②	要支援2	要支援	259
総計			259

5. 分類ごとのサービス利用回数について

通所介護、通所リハビリ、訪問介護の各サービスについて、各グループ毎に、改正前と改正後の平均サービス回数、標準偏差(※1)及び有意確率(※2)を算出したところ、以下のとおりとなった。(なお、一部の対象者については、サービス回数のデータが入っていないため、以下のサービスの各人数は、4. で把握した人数と異なっている。)

※1 標準偏差(SD(Standard deviation)):

データが、その平均からどれだけ広い範囲にばらついているかを示す。値が大きいほど、ばらつきが大きいことを表す。

※2 有意確率(P値(Probability)):

ある事象が偶然に起こりうる確率であり、一般的に、「P値<0.05」で有意差あり(偶然に起こりうるとは統計学的に考えにくい差がある。)と判定。

2群におけるサービス利用回数を統計学的に比較(対応のあるT検定)して「P値<0.05」であった場合、両群の利用回数については、「偶然に起こりうるとは統計学的に考えにくい差がある」と考えられる。

また、各サービスについては、制度改正前後のいずれにおいても当該サービスの回数について記載がある者の数を抽出しており、その他のサービスを利用している者も含んでいる。

なお、参考として示した「のみ」は、上記のうち、当該サービス以外には他の2つのサービスを利用していない場合である。

(1)グループ1(N=554)

(1)-① 制度改正前は要介護1～要介護4で、改正後は要支援1である者(N=357)

各サービスの平均利用回数

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護(N=132)	5.4(2.6)	4.5(1.6)	<0.0001
通所リハビリ(N=59)	6.9(3.3)	4.8(1.8)	<0.0001
訪問介護(N=122)	7.3(4.3)	6.3(2.1)	0.0009

※制度改正前後のいずれにおいても当該サービスの回数について記載がある者。その他のサービスを利用している者も含む。

(参考)

上記のうちいずれか1種類のサービスのみを利用している者の再掲

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護のみ(N=79)	5.4(2.5)	4.6(1.7)	0.0009
通所リハビリのみ(N=41)	6.9(3.3)	4.5(1.6)	<0.0001
訪問介護のみ(N=88)	7.1(4.2)	6.2(2.1)	0.02

(1)-② 制度改正前は要介護2～要介護5で、改正後は要支援2である者(N=197)

各サービスの平均利用回数

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護(N=70)	7.6(3.1)	7.1(2.2)	0.1
通所リハビリ(N=45)	8.4(3.8)	7.7(2.1)	0.1
訪問介護(N=59)	12.7(9.0)	8.7(3.1)	0.0002

※制度改正前後のいずれにおいても当該サービスの回数について記載がある者。その他のサービスを利用している者も含む。

(参考)

上記のうちいずれか1種類のサービスのみを利用している者の再掲

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護のみ(N=43)	7.9(2.9)	7.2(2.3)	0.08
通所リハビリのみ(N=33)	8.7(3.8)	7.6(2.1)	0.06
訪問介護のみ(N=37)	11.8(9.1)	8.2(2.7)	0.01

(2)グループ2(N=1,928)

(2)-① 制度改正前は要支援で、改正後は要支援1である者(N=597)

各サービスの平均利用回数

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護(N=265)	4.8(1.8)	4.6(1.4)	0.04
通所リハビリ(N=70)	5.5(2.9)	4.9(1.9)	0.06
訪問介護(N=230)	6.0(3.0)	5.8(2.2)	0.1

※制度改正前後のいずれにおいても当該サービスの回数について記載がある者。その他のサービスを利用している者も含む。

(参考)

上記のうちいずれか1種類のサービスのみを利用している者の再掲

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護のみ(N=193)	4.8(1.8)	4.7(1.6)	0.4
通所リハビリのみ(N=36)	5.7(3.4)	4.6(1.6)	0.04
訪問介護のみ(N=167)	6.1(3.2)	5.8(2.2)	0.2

(2)-② 制度改正前は要介護1で、改正後は要支援2である者(N=1,331)

各サービスの平均利用回数

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護(N=550)	6.7(3.2)	6.7(2.3)	0.8
通所リハビリ(N=283)	7.5(3.3)	7.2(2.2)	0.06
訪問介護(N=421)	8.4(6.1)	7.3(3.4)	<0.0001

※制度改正前後のいずれにおいても当該サービスの回数について記載がある者。その他のサービスを利用している者も含む。

(参考)

上記のうちいずれか1種類のサービスのみを利用している者の再掲

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護のみ(N=323)	6.9(3.2)	6.7(2.1)	0.3
通所リハビリのみ(N=172)	7.6(3.4)	7.3(2.4)	0.08
訪問介護のみ(N=235)	8.8(6.3)	7.5(3.3)	<0.0001

(3)グループ3(N=259)

制度改正前は要支援で、改正後は要支援2である者(N=259)

各サービスの平均利用回数

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護(N=103)	5.3(2.3)	6.1(2.1)	0.0005
通所リハビリ(N=44)	6.7(2.4)	6.8(2.0)	0.8
訪問介護(N=88)	6.7(3.6)	6.9(3.4)	0.5

※制度改正前後のいずれにおいても当該サービスの回数について記載がある者。その他のサービスを利用している者も含む。

(参考)

上記のうちいずれか1種類のサービスのみを利用している者の再掲

	改正前	改正後	P値
	平均(SD)	平均(SD)	
通所介護のみ(N=75)	5.5(2.3)	6.1(2.1)	0.01
通所リハビリのみ(N=32)	6.9(2.3)	6.7(2.1)	0.54
訪問介護のみ(N=62)	6.9(3.7)	7.0(3.5)	0.74

調査用紙(抜粋)

(調査用紙P2)

氏名 (フリガナ)

(1. 男 2. 女)

生年月日 (1. 明 2. 大 3. 昭) 年 月 日

(調査用紙P3)

2 要介護認定等の状況

1) 要介護認定等の状況について、お答えください。

(1) 現在の要介護認定等の状況 (当てはまるもの1つに○)

1. 特定高齢者 2. 要支援1 3. 要支援2

(認定日：平成 年 月 日)

(2) 前問(1)の現在の要介護認定等になる前の要介護認定等の状況

(当てはまるもの1つに○) (初回のみ回答必要)

1. 一般高齢者 2. 特定高齢者 3. 要支援1
4. 要支援2 5. 要支援 6. 経過的要介護
7. 要介護1 8. 要介護2 9. 要介護3
10. 要介護4 11. 要介護5

(調査用紙P6)

3 介護予防サービス等の内容

介護予防ケアプランに含まれるサービス及びプログラムについて、お答えください。
「実施回数」については、調査開始時は予定される回数を記入し、その後（開始後3カ月毎）は調査月の前月の実績回数を記入してください。

(中略)

2) 予防給付（要支援の者のみ回答）（当てはまるもの全てに○）

(1) 介護予防通所介護 実施回数：月 回

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 運動器の機能向上 | 2. 栄養改善 |
| 3. 口腔機能の向上 | 4. アクティビティ |

(2) 介護予防通所リハビリテーション 実施回数：月 回

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| 1. 運動器の機能向上 | 2. 栄養改善 | 3. 口腔機能の向上 |
|-------------|---------|------------|

(3) 介護予防訪問介護 実施回数：月 回

(4) その他のサービス

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 介護予防訪問入浴介護 | 2. 介護予防訪問看護 |
| 3. 介護予防訪問リハビリテーション | 4. 介護予防福祉用具貸与 |
| 5. 介護予防短期入所生活介護 | 6. 介護予防短期入所療養介護 |
| 7. 介護予防居宅療養管理指導 | 8. 介護予防認知症対応型通所介護 |

(調査用紙P9)

現在の要介護状態等（特定高齢者、要支援1・2）になる前（1カ月間）のサービスの内容と実施回数について、初回の調査時にのみお答えください。

4) 現在の要介護状態等になる前のサービス

(当てはまるもの全てに○) (初回のみ回答必要)

【 制度改正前の予防給付、介護給付 】

- | | | |
|----------------|--------|------|
| 1. 通所介護 | 実施回数：月 | 回・不明 |
| 2. 通所リハビリテーション | 実施回数：月 | 回・不明 |
| 3. 訪問介護 | 実施回数：月 | 回・不明 |
| 4. その他 | | |
| 5. 利用なし | | |
| 6. 不明 | | |

【 新予防給付 】

- | | | |
|--------------------|--------|------|
| 7. 介護予防通所介護 | 実施回数：月 | 回・不明 |
| 8. 介護予防通所リハビリテーション | 実施回数：月 | 回・不明 |
| 9. 介護予防訪問介護 | 実施回数：月 | 回・不明 |
| 10. その他 | | |
| 11. 利用なし | | |
| 12. 不明 | | |